

## 宅地造成に関する工事の許可申請書作成要領

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく、宅地造成に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成して市長へ提出してください。

区 分		宅地造成工事規制区域
申請書 提出部数	正本	1部
	副本	1部

### 1 宅地造成に関する工事の許可申請書

#### (1) 工事施行者住所及び氏名

宅地造成工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載すること。

#### (2) 宅地の所在及び地番

ア 宅地内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。

イ 宅地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載すること。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してよい）

#### (3) 宅地の面積

ア 許可申請に関連のある宅地の総面積であって、切土、盛土を行わない道路、法面を含む。

イ 宅地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載すること。

#### (4) 切土又は盛土をする土地の面積

許可申請の対象となる土地の面積。宅地造成である切土又は盛土をする土地の面積であって、手数料の額の対象となる。

#### (5) 工程の概要

工程表を添付すること。

#### (6) その他必要な事項

他法令による許認可の状況を記入すること。

### 2 添付書類

書類の名称	付属書類	内容等	備考
(1) 委任状			申請を代理する場合
(2) 工事施行者資格証明書	建設業登録証明書		
	工事経歴書		
(3) 設計者資格証明書	卒業証明書	資格を有する者の設計によらなければならない場合 ・高さが5mを超える擁壁の設置 ・切土又は盛土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置	設計者の資格は宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条参照
	実務経歴証明書		
	資格、免許等の写し		

書類の名称	付属書類	内容等	備考
(4) 宅地造成区域内の土地登記簿謄本		宅地造成工事の施行区域内の土地登記簿謄本（下記(5)のものを除く）	申請時直前のものであること。
(5) 宅地造成工事施行同意書	印鑑証明書	宅地造成に関する工事区域内の土地又はその土地にある工作物について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得なければならない場合に、それらの者の同意を得たことを証する書類	・ 妨げとなる権利とは、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等がある。 ・ 土地登記簿謄本は申請時直前のものであること。
	土地・工作物登記簿謄本		
(6) 擁壁の構造計算書		擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定計算書	鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造擁壁
(7) 崖面の安定計算書		土質試験その他の調書、試験に基づく安定計算書	崖面を擁壁で覆わない場合
(8) 切盛土量計算書		土の購入先及び処分先への運搬搬入経路の記入	
(9) 工事工程表			
(10) 現況写真			申請区域を赤枠で囲むこと。
(11) 市長が必要と認める書類	許認可等の写し	他の法令で許認可等を要するときは、それらの許認可等を証する書類	
	隣接者の同意書	宅地造成に関する工事の施行について、工事区域に隣接する土地の権利を有する者の同意を得たことを証する書類	
	排水同意書		
	境界確定協議書		
	文化財協議書		
	給水承諾書		該当のものを添付すること。
	専用水道確認通知書		
	合併処理浄化槽審査済証明書		
	公共施設管理者の同意書		
公共施設の管理予定者等との協議書			

### 3 添付図面

図面の名称	表示すべき事項		備考
	内容	縮尺	
(1) 位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
(2) 地形図	地形、方位及び宅地の境界線（赤枠で囲むこと。）	1/2,500 以上	等高線は、2 mの標高差を示すものであること。
(3) 土地の公図の写し	宅地の境界（赤枠で囲むこと。）並びに土地の地番		謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。
(4) 現況地番図	宅地の境界（赤枠で囲むこと。）並びに土地の地番		所有権者及び地目を記入すること。
(5) 土地利用計画図	方位、宅地の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	1/500 以上	
(6) 宅地の平面図	方位、宅地の境界線、切土（茶色で着色）又は盛土（緑色で着色）をする土地の部分、崖（切土又は盛土をする土地の部分に生ずるものに限る。以下同じ。）、擁壁、排水施設及び地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。
(7) 宅地の断面図	切土、盛土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
(8) 道路標準断面図	路面、路盤の詳細、雨水桝及び取付管の形状、道路側溝の位置、形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配	1/50 以上	
(9) 排水施設の平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐出口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	ア 汚水、雨水の区分 イ 流量計算書及び流域図を添付すること。
(10) 排水施設構造図	構造詳細図	1/50 以上	
(11) 給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置、防火水槽の位置及び規模	1/500 以上	

図面の名称	表示すべき事項		備考
	内容	縮尺	
(12) 崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）切土又は盛土をする前の地盤並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	ア 切土をした土地の部分に生じる高さが2 mを超える崖、盛土をした土地の部分に生じる高さが1 mを超える崖又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生じる高さが2 mを超える崖について作成すること。 イ 擁壁でおおわれる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
(13) 擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、隅角部分の補強図、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法	1/50 以上	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付すること。
(14) 擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料、内径、透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
(15) 擁壁の展開図	擁壁の展開図	1/500 以上	
(16) 防災計画平面図	防災工事計画の詳細	1/500 以上	
(17) 防災施設構造図	防災工事計画の詳細	1/50 以上	
(18) 丈量図	宅地の区域、公園、広場、緑地及び取付道路があるときはその部分の土地について作成すること。	1/500 以上	

注1 添付図面には、これを作成した者が記名及び押印しなければならない。

2 宅地の境界は赤線で記入すること。

#### 4 その他

宅地造成に関する工事の変更許可申請書、変更概要書・・・変更前後がわかるように記入すること。

(変更前は朱書記入)